

令和3年度介護保険制度改正の運営基準条例等の主な改正内容

指定居宅サービス等

1 改正内容（八王子市独自条例該当）

（1）ユニット型（予防）短期入所事業所の設備に関する基準の見直し

個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職場定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

- ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置することを求めつつ、現行の「12人以下」から「原則として12人以下とする。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる」こととする。
- イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

<施行日>

令和3年4月1日

4月1日以降にHPにて掲載いたしますので、ご確認ください。